

こんな制度が活用できます

- 放射線による汚染Q&A
- 被災者への生活支援
- 労働者の雇用、生活支援
- 税金、社会保険料等の減免

No.3**日本共産党**

未曾有の大地震と大津波にくわえて、原発事故が福島県民をおそっています。

日本共産党は、一刻も早い事態の収束のために、「被災者支援・復興、原子力・エネルギー政策の転換を」を政府に提言するとともに、被災者のみなさんと力をあわせて、全面的な被害の補償、生活再建と雇用の確保を実現するようがんばりぬく決意です。

この冊子は、現時点での支援制度（4月6日現在）をまとめたものです。「30キロ圏外の自主避難者は支援制度の対象にならないと言われた」「避難先の自治体で手続きができないのをなんとかしてほしい」などの不備をただし、だれもがすみやかに支援を受けられるよう引き続き力をつくします。

❗「り災・被災証明書」が必要です

地震や津波で住宅が損害を受けたことを証明するのが「り（罹）災証明書」です。保険の請求や税の減免などを利用する場合に、必要になります。

福島県は、地震・津波被害や原子力災害により避難をしている場合は「被災証明書」によって対応することとしており、国も避難先の自治体に同様の対応を要請していることを明らかにしています（3月28日、衆議院災害対策特別委員会で、日本共産党の高橋ちづ子議員の質問にたいして）。

「証明書」は、元住んでいた市町村の窓口で発行します

「り災証明書」も「被災証明書」も、自分の住んでいた自治体に連絡して、発行してもらいます。具体的な手続きは、自治体にお問い合わせください。

〔連絡先〕

- 南相馬市 (0244-24-5232)
- 広野町 (0247-72-6246、6213)
- 楢葉町 (0242-56-2155、2156)
- 富岡町 (024-946-3376、8813)
- 川内村 (024-946-3375、8828)
- 大熊町 (0242-26-3844)
- 葛尾村 (0242-83-2651、2653)
- 双葉町 (0480-73-6880)
- 浪江町 (0243-46-4731 ~4739)

放射線による汚染Q&A

●放射線被ばく電話相談が開設されています

080—2078—3308

090—4836—9386

090—5582—3521

心配な場合は相談するようにしてください(9:00~21:00 放射線医学総合研究所)。

●放射線の人体への影響は

お風呂でアカがでるように、人間の体の細胞はつねに更新されています。一定量をこえる放射線にさらされると、細胞にある遺伝情報が傷ついて正常な更新ができなくなり、人体に異常をきたします。政府が「安全基準」をもうけるのは、そのためです。

放射線による影響は、被ばくした量によって異なります。100ミリシーベルトより少ない被ばくでは、ガンの過剰発生は確認されていない、とされています。250ミリシーベルトをこえると、血をつくる機能が低下するとされています。

※1ミリシーベルト=1000マイクロシーベルト

100ミリシーベルト=10万マイクロシーベルト

医師や放射線技師などは年間の平均で20ミリシーベルトをこえないように法律で基準が決められています。

ヨウ素剤はどんなときに服用するの？

放射性ヨウ素は呼吸することで人体に入ると、甲状腺に蓄積され、甲状腺ガンなどをひきおこす原因になります。

ヨウ素剤は、それを防ぐ効果があります。甲状腺の被ばくが100ミリシーベルトをこえるおそれがあるときに服用します。

40歳未満が対象です。新生児、乳幼児、妊婦(40歳以上もふくむ)を優先します。

ヨウ素過敏症など、有害な影響がでる場合もありますので、医師・薬剤師に相談してください。

●食品の「暫定基準」とは？

「安全神話」にしばられて安全対策をおこたってきた政府は、放射線による食品汚染の基準をつくっていませんでした。福島事故をうけ、国際放射線防護委員会の勧告にもとづいて設定

したのが食品衛生基準法の「暫定基準」です。

「暫定基準」をこえる食物を口にしたらすぐ体に影響がでるわけではない、とされています。

水や魚、野菜の汚染をどうみたらいいか

「ヨウ素131が海水1ccあたり24ベクレル」(4月6日、東電発表)——ニュースで、「〇〇ベクレル」というのは、放射性物質の「量」のことです。同じ「量」でも、ヨウ素やセシウムなどの種類によって放射線の「強さ(シーベルト)」はちがってきます。

ヨウ素131の入った食べものを、大人が1カ月間摂取した場合(放射線医学総合研究所の試算など)

水	牛乳	ホウレンソウ	生魚
1日2リットル→ 0.3ミリシーベルト (1リットルに300ベクレルが入っている水)	1日200cc→ 0.03ミリシーベルト (1リットルに300ベクレルが入った牛乳)	1日50グラム→ 0.05ミリシーベルト (1キログラムに2000ベクレルが入ったホウレンソウ)	1日100グラム→ 0.1ミリシーベルト (1キログラムに2000ベクレルが入った生魚)

子どものミルクはどうしたら?

乳児の飲み水については、1リットルあたり100ベクレル(放射性ヨウ素)が基準です。これは月あるいは年の単位で飲みつづけることを想定したもので、短期間なら健康に影響をおよぼす可能性は低いといわれています。

一日に必要な水分が大人にくらべて多い乳児は、水分をとらせないと重大な健康障害におちいる危険があります。水分摂取を優先させてください。

(参考:日本小児学会、日本周産期・新生児医学会、日本未熟児新生児学会の共同見解)

政府・東電は正確な情報の公開を

いま問題なのは、政府と東電が放射能にかかわる正確な情報を公開せず、国民が冷静な判断ができないことです。

日本共産党は、正確に、すみやかに、継続的に情報を公開するとともに、国民が理解できるようにわかりやすく知らせることを政府に強くもとめています。

事故から日数がたち、放射線がどのような範囲に、どの程度蓄積しているか——被ばくの現状についてモニタリングを抜本的に強めることが必要です。

福島県全域を対象に 災害救助法が適用されています (県外に避難された方も対象となります)

被災者への生活支援



【緊急小口資金】

10万円以内(特例20万円以内)

●被災者で、当座の生活費を必要とする方は、緊急小口資金(生活福祉資金)を借りることができます。(低所得者世帯に限りません)

●貸し付け上限は10万円以内(特に必要と認められる場合には20万円以内)。

☆特に必要と認められる場合とは、(1)世帯員のなかに死亡者がいる、(2)世帯員に要介護者がいる、(3)世帯員が4人以上いる、(4)重傷者・妊産婦などがいる世帯で、県社会福祉協議会会長が必要と認める、ときです。

●貸し付けの条件は、無利子、保証人なし、据置期間1年以内、返済期間は据置期間経過後2年以内です。

●申し込みは、各市町村の社会福祉協議会に申し込み、県社会福祉協議会が審査し、決定します。

【医療費の窓口無料制度】

●医療機関に被災者であると申し立てれば、窓口負担なしに医療を受けられます。

●対象は、住家が全半壊かそれに準ずる状態にある人または、主たる生計者が(1)死亡または重篤な疾病、(2)行方不明、(3)廃休業し、(4)現在失業して収入がない人です。

●この窓口無料制度は、福島第1、第2原発事故で政府(自治体)指示により避難または屋内退避している人も対象になります(自主避難者も対象にするよう要求しています)。

★保険証なしでも、氏名・生年月日・住所を医療機関に伝えることで受診は可能です。

【生活保護の申請】

収入がなくなり、資産もない

- 収入や資産がなく、生活の維持が困難な方は、生活保護が受けられます。資産があってもただちに処分が難しい場合は受けられるケースがあります。
- 生活保護は、被災者が居住地を離れ、避難所や他市町村に避難した場合、避難先の市町村で申請できます。申し込みは各市町村です。

【生活必需品の給与または貸与】

災害救助法では、被災を受けた人に被服、寝具など生活必需品が給与（または貸与）されます。対象は全半壊（焼）、流失、床上浸水などで、生活に必要な生活必需品を失い、損壊し、直ちに日常生活が困難な人。学用品も同様に小中学生、高校生に支給されます。仮設住宅などに入居が決まり、新生活に必要な生活必需品を整えていくためには、この制度の活用が大事です。各市町村が窓口ですので、日常的に必要な生活用品の支給を大いに申し出ましょう。

労働者の雇用、生活支援



【雇用保険の失業給付の特例】

離職していなくても受け取れます

- 事業所が被災し、休業を余儀なくされ、賃金を受け取れない方は、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受け取れます。
- 一時的に離職した方も、事業再開後の再雇用が予定されている場合でも、失業給付を受け取れます。受給にあたっては、働いていた事業所の「休業証明書」「離職証明書」が必要です。事業主から受け取れる状態にない場合には、ハローワークに相談してください。

【雇用調整助成金】

中小企業では国が休業手当の8割を助成します

- 被災した事業主が休業手当等を支払い、雇用を維持しようとする場合、その額の一定割合が国から助成されます。対象は、今回の震災などで最近1カ月の生産量・売上高等がその直前の1カ月または前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所です。

助成額	大企業	中小企業 (緊急雇用安定助成金)
	休業手当の3分の2 (上限 1日7505円)	休業手当の5分の4 (上限 1日7505円)
	教育訓練を行う場合 上記の金額に1日4000円加算 (企業内訓練は2000円)	教育訓練を行う場合 上記の金額に1日6000円加算 (企業内訓練は3000円)

- この助成金を受けるためには、労働局またはハローワークに「休業等実施計画(変更)」を提出することが必要です。

【未払い賃金の立て替え払い制度】

未払い賃金の一部を国が立て替えます

- 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者は、未払い賃金の一部を国に立て替え払いを求めることができます。
- 対象となるのは、被災地域で、事業活動が停止し再開の見込みがなく、賃金を支払う力がない中小企業で働いてきた労働者です。
- 申請先は、労働基準監督署です。厚生労働省は、事業所が被災して申請書類が入手できない場合は、自治体が発行するり災証明書などを最大限活用して、迅速な処理を進めるよう通達をだしています。

【労災保険の適用】

勤務中に震災被害にあわれた方は適用されます

- 大震災で事業所や作業場が倒壊、焼失したり、大津波で流失したりして勤務中に被害に

あった人については、労災保険の適用になります。

- 適用になれば、遺族年金や一時金、葬祭料のほか、けがの療養費や休業補償が支払われます。行方不明者は、不明になったときから1年後に死亡とみなされた場合に請求できますが、今回は特例として1年以内でも認定することを検討しています。
- 厚労省は、事業主や医療機関の証明がなくても労災保険の申請を受理する、としています。近くの労働基準監督署に問い合わせてください。

税金、社会保険料等の減免



【所得税等の申告納付期限の延長】

- 今回の震災で被災を受けた地域では所得税・消費税・相続税などの申告や納付の期限を延長（納税者が手続きできる状態となったと国税庁が判断した日から2カ月以内）し、相当な損失を受けている場合、納税の猶予（原則1年以内）が認められます。（※青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県は自動延長されます）

【所得税等の減免等】

家屋、家具などに損害を受けた時は、所得税法の雑損控除か災害減免法のいずれかの有利な方法で所得税が減免されます。

雑損控除は5年間（最高で6年）繰り返し越せません

- 雑損控除＝損失額（損害金額＋災害関連支出の金額－保険金などで補てんされる額）から所得金額の1割を差し引いた額を控除。

（※損害額が多額で、控除する年の所得金額から控除しきれない場合には、その翌年以降5年間、損失を繰り返し越せません。損害が生じた年を含めて最長6年）

- 災害減免法は、被災を受けた住宅や家財が時価の2分の1以上、災害年の所得金額が1000万円以下の場合、所得金額に応じて所得税が減免されます。

雑損控除は2010年分から適用

- 所得税の軽減は、被災を受けた2011年分の所得税が対象になりますが、今回は、2010年分の所得税からの控除が認められることとなります。したがって、確定申告を終えた人でも、震災を受けて再度申告しなおすことが大切です。(※3月28日衆院災害対策特別委員会で、高橋ちづ子衆院議員がとりあげ、2010年分からの雑損控除を政府に認めさせました。具体的には特別立法に盛り込まれることとなります。また、高橋議員は雑損控除の計算にあたって、被災者の負担を軽減する方法=簡便法=を適用するよう要求しています)
- 住民税や固定資産税など地方税でも、所得税と同様の雑損控除があるほか、災害減免条例など自治体独自の軽減措置が実施される場合もあります。
- 損害を受けた会社員や公的年金受給者は、所得金額の見積もり額に応じて所得税の源泉徴収(天引き)の猶予や還付を受けられます。

【社会保険料等の減免】

- 損害を受けた会社員や公的年金受給者は、社会保険料や労働保険料の納付期限の延長や猶予が設けられます。
- 住宅・家屋など財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合は、国民年金保険料が全額免除されます。

★「支援制度紹介・NO1」(生活支援、住まいの確保・再建、中小企業支援、農・漁業支援など)もあわせてご活用ください。

相談・連絡先

お近くの日本共産党議員・事務所にお気軽にご相談ください。

日本共産党福島県委員会

電話 024-555-0550